

指針第1号様式

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	名鉄観光バス株式会社
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市熱田区神宮3-6-34 名鉄神宮前駅西ビル8階
工場等の名称	名鉄観光バス株式会社 名古屋営業所
工場等の所在地	名古屋市中川区中京南通2-7
業種	運輸業、郵便業
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	一般貸切旅客運送業・一般旅行業
計画期間	平成30年4月1日 ～ 平成33年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	平成30年7月27日 ～ 平成33年3月31日		
公表方法	<input type="radio"/>	掲示 閲覧	(場所) 名古屋営業所
	<input type="radio"/>	ホーム ページ	(HPアドレス) http://www.meitetsu-kankobus.co.jp
	<input type="checkbox"/>	冊子	(冊子名・ 入手方法)
	<input type="checkbox"/>	その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-351-6212		

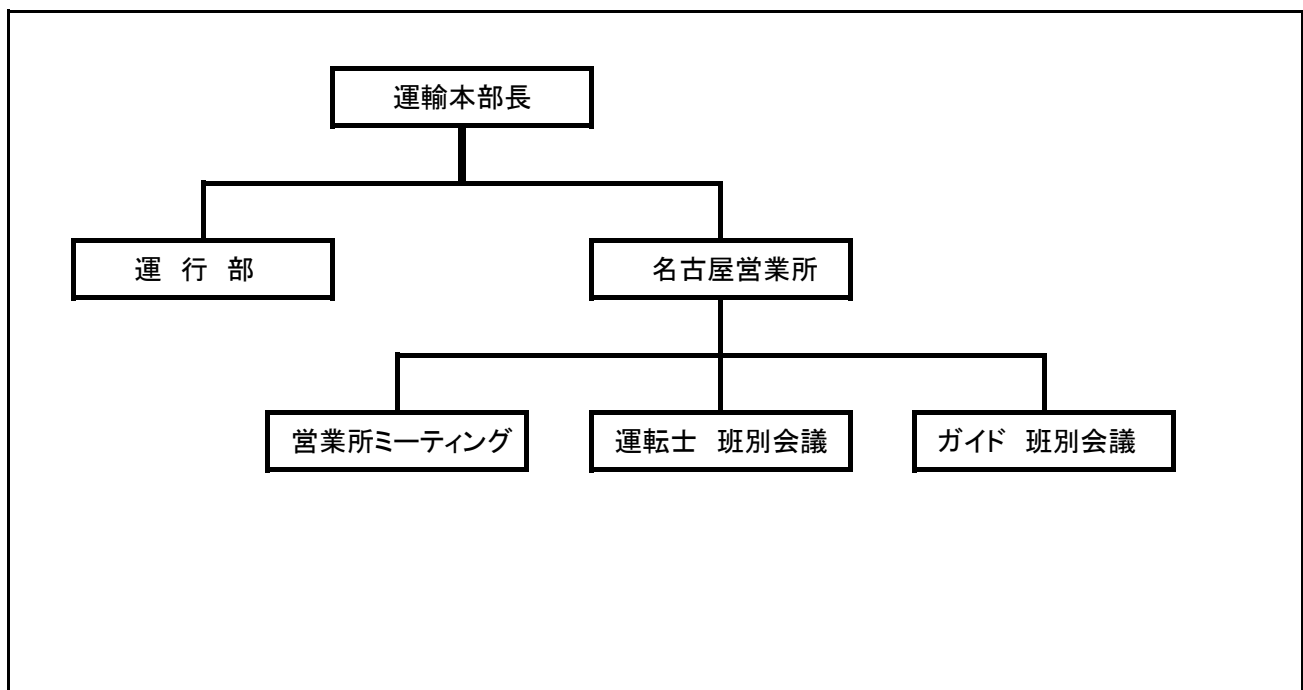
指針第1号様式

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

- ①エコドライブに取り組み、環境負荷の低減および環境汚染の予防をめざし、NO_x、PM、CO₂等の地球温暖化ガスの削減に努めます。
- ②事業の合理化、効率化による省エネルギー、省資源に努めます。
- ③名古屋市のエコ事業所認定を更新し、事業活動における環境に配慮した取り組みを実施していきます。
- ④交通エコロジー・モビリティ財団が推進する「グリーン経営」認証を取得して、地球環境の保全を目的とした活動を展開しています。（平成16年12月認証取得、平成28年12月更新）

(2) 地球温暖化対策の推進体制



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（平成 29 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		2,602	t-CO ₂
①を （温 室除 く 酸効 果ガ ス換 算排 出量）	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		2,602

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 平成 29 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		平成 32 年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量	2,602	t-CO ₂	2,524	t-CO ₂	3.0

項 目	基準年度 平成 29 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		平成 32 年度 目標削減率	
	原単位あたりの 排出量		CO ₂		CO ₂	

（2）目標設定の考え方

温室効果ガスを1年ごとに1%ずつ、3年間で3%（平成29年度比）削減する。

備考 1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考 2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考 3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の推進／冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズの推奨 	
省エネルギー・省資源の推進／照明	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休みや残業時には不必要な照明を消す 	
省エネルギー・省資源の推進／OA機器	<ul style="list-style-type: none"> ・退出時や外出時は、可能な限りパソコンや事務用機器の主電源を切り、待機電力を削減 	
自動車利用における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・車両ごとの燃費管理 ・急発進・急加速をしない、アイドリングストップの確実な励行などのエコドライブを推進 ・業務・営業用の車には、用途に合わせた大きさの低燃費車・低公害車を選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度までに低公害車を10台以上増加させる。

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

- ・両面コピー、裏紙利用等による紙使用量の削減

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

- ・定時退社に努める
- ・自動車の利用を控える

--